

国分寺市教育委員会議事録・第4-1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和8年3月19日(木) 午後1時30分
会議の場所 国分寺市役所 2階 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之
ふるさと文化財課長兼市史編さん室長	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 1人

〔開会と署名委員の指名〕

午後1時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番藤井委員、4番武内委員を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和8年1月29日開催の令和8年第1回国分寺市教育委員会定例会議事録第1号
- ・令和8年2月5日開催の令和8年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2-1号
- ・令和8年2月5日開催の令和8年第1回国分寺市教育委員会秘密会議事録第2-2号

〔教育長等の報告〕

教育長 こんにちは。本日もお忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。今年度最後の教育委員会定例会となりました。

本日は午前中に中学校の卒業式が挙行されて、委員の皆様にも御出席いただき、誠にありがとうございます。私は第五中学校に参加しましたが、生徒たちの立派な姿、凛とした姿に感動を覚えたところです。卒業生のこれからの人生に幸多きことを願っています。

〔議事〕

1 議案第12号 国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について<教育長提出>

2 議案第13号 国分寺市教育委員会指導主事の異動について<教育長提出>

教育長 議案第12号「国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について」及び議案第13号「国分寺市教育委員会指導主事の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事案件のため、秘密会で審議を行いたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様にお諮りいたします。いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 全員賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により関係者以外は退出をお願いします。

—秘密会—（午後1時33分～午後1時40分）

3 議案第14号 国分寺市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

市立男女平等推進センターの管理施設の一部を市立教育センターへ管理替えるため、必要がある。

社会教育課長 資料2ページ目の新旧対照表を御覧ください。

男女平等推進センターで現在管理している、ひかりプラザの201号室、202号室、生活実習室について、本年4月より教育センターに管理替えをいたします。そのことから、施設の利用承認に係る社会教育課の分掌事務について、男女平等推進センターの文言を削除するというものです。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 管理替えにより文言の削除となります。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

教育長 続いて、議案第 15 号から議案第 17 号の 3 つの議案は関連するものであることから一括議題とし、一括して説明及び質疑の後、個別に採決する流れにしたいと思いますが、よろしいですか。

全員 異議なし。

4 議案第 15 号 国分寺市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

子育て部分休暇の導入による文言整理を行うため、必要がある。

5 議案第 16 号 国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

子育て部分休暇の導入及び国分寺市職員の旅費に関する条例(昭和 49 年条例第 32 号)の一部改正による文言整理を行うため、必要がある。

6 議案第 17 号 国分寺市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

東京都教育委員会職員出勤記録及び出勤簿整理規程(昭和 47 年東京都教育委員会訓令第 13 号)等の一部改正による文言整理を行うため、必要がある。

学校指導課長 議案第 15 号について説明します。

新旧対照表を御覧ください。第 8 条第 1 項第 1 号中、「規定する介護休暇」の次に、「、同条例第 18 条の 2 に規定する介護時間、同条例第 18 条の 3 (子育て部分休暇) に規定する子育て部分休暇」を加えています。

この子育て部分休暇は、主な取得単位として、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、1 日につき 2 時間を超えない範囲で 30 分を単位として行うものとなっています。施行期日は公表の日からとなります。

続いて、議案第 16 号について説明します。

新旧対照表を御覧ください。第 2 条第 1 項第 8 号中、「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に、第 3 条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 6 号中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」と、同項第 7 号中、「出張」を「旅行」に改めています。施

行期日は令和8年4月1日となります。

続いて、議案第17号について説明します。

新旧対照表を御覧ください。「超勤代休時間」及び「子育て部分休暇」を加え、「生理休暇」を「健康管理休暇」に変更するなどの文言整理をしています。施行期日は令和8年4月1日となります。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 議案第16号について確認ですが、私も普段の仕事で他自治体とやり取りするときに出てくる用語ですが、出張を旅行と改めるというのは、内容の変更ではなく、用語の統一という形で、業務上の移動を意味するという点によろしいですか。

学校指導課長 そのとおりです。

教育長 用語の変更ということですね。

それでは1つずつお諮りをします。

議案第15号、国分寺市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

教育長 続いて、議案第16号、国分寺市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を市立学校長及び副校長に委任する規程の一部を改正する訓令について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

教育長 続いて、議案第17号、国分寺市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

7 議案第18号 国分寺市立第一中学校学校薬剤師の委嘱について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立第一中学校学校薬剤師の辞任に伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成11年教委規則第2号)第2条第1項の規定により、新たに学校薬剤師を委嘱する必要がある。

学務課長 本案は、市立第一中学校学校薬剤師の印出真紀氏より、一身上の都合により、令和8年3月31日付けで辞任したい旨の申し出がありましたことから、新たに中島謙司マクシミリアン氏を委嘱したいというものです。

資料の上段に解職者名簿、下段に候補者名簿をお示ししています。

任期は、前任者の残りの任期となり令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

8 議案第19号 学校産業医の選任について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則（令和3年教委規則第6号）の規定により、学校産業医を選任する必要がある。

学校指導課長 候補者は名簿のとおりで、再任となります。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 高木先生の再任です。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

9 議案第20号 国分寺市学校運営協議会委員の委嘱について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成25年教委規則第5号）第4条第1項の規定により、委嘱を行う必要がある。

学校指導課長 候補者名簿を御覧ください。第一小学校、第二小学校、第三小学校、第五小学校、第八小学校、第九小学校の小学校6校と、第一中学校と第三中学校の中学校2校が、単独の協議会で、このような委員名簿となります。

また、第四小学校と第四中学校、また、第七小学校と第二中学校は2校合同の協議会、第六小学校と第十小学校と第五中学校は3校合同の協議会となり、このような委員名簿となります。

このたび、公民館館長などの市職員や都立高校の管理職については、人事異動の関係上除いており、4月の教育委員会定例会に改めて委嘱の議案を提出します。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 ますます充実したメンバーで、学校運営協議会委員の皆様にも、今後とも様々な御協力いただきたいと思います。四小・四中学区など、複数校が合同する場合、学校間のバランス、例えば私が在住する四小・四中学区で、限られるとは思いますが、五中に進学する子がいるなど、複数校が関わる場合、やはり委員の中にも、各学区の事情を知る方がバランスよく配置されています。

四小・四中学区には星野元市長もいて、全体を俯瞰する視点は十分だとは思いますが、今後も、そのようなバランスに気をつけていただければ嬉しいと思います。

学校指導課長 御意見をもとに、学校にもバランスよく委員を選出するように検討を促していきたいと思います。

教育長 新任の方も何人もいます。その方についてはさらにコミュニティ・スクールについての理解を深めていただいて、御活躍いただけることを願っています。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

10 議案第 21 号 国分寺市社会教育委員の委嘱について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例(昭和 35 年条例第 4 号)第 2 条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

社会教育課長 候補者名簿を御覧ください。任期は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間で、定数 12 人以内のところ、10 人の方々に委嘱したいというものです。

項番 1 から 9 までの方は再任、項番 10 の方は新任になります。項番 10 の金亨善氏は、中央大学研究開発機構で機構助教として、人文・社会・教育学を専門とし、学校を核とした地域づくりなどを研究されています。社会教育に精通され、学識経験の視点から御意見をいただくことで、本市における社会教育の更なる発展につながると考えています。

なお、今回の名簿にはありませんが、学校教育の立場で、校長会から 1 人選出をすることとなっており、候補者が決まりましたら、4 月の教育委員会定例会で改めて委員の追加の提案をいたします。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 新たに金亨善さんが挙がっていますが、特にコミュニティ・スクールを充実させるという面で、社会教育委員として御活躍いただけるものと期待しています。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

11 議案第 22 号 国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例(平成22年条例第24号)第33条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長 第1回教育委員会定例会で、長らく欠員であった1名について、新たに博物館学・考古学が専門である項番2の有識者の委嘱をお諮りして、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例による、定数8人以内の枠で調整を図りましたが、3月末で任期を満了するため、令和8年度、9年度の2か年間の新たな任期での委員の委嘱を提案するものです。

文化財保護行政という専門的かつ特殊な知見を有する有識者ということで、事務局としては、現委員の8名に継続して次期の委員もお願いしたいと考えていましたが、教育学が専門の委員から、次期の委員就任を辞退されたい旨の申出がありました。事務局として委員の意思を尊重して、当該委員以外の7名を再任する形で、議案として提出しています。

当面は、この7名の委員それぞれの専門分野の視点から御指導いただきながら、欠員の1名分については改めて、その時々々の優先すべき行政的な課題に照らして、適任の方を検討したいと考えています。

御審議のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 ほとんどの方が再任されるということで、今後もお世話になります。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

12 議案第23号 専決処分について

<教育長提出>

(議案の内容と説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、緊急に教育委員会の意見として市長に述べる必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めため、必要がある。

教育総務課長 本案については、新たに提案が必要となった令和8年度分の補正予算案を第1回定例市議会に追加議案提案を行うこととなり、資料の補正予算案総括表のとおり急遽専決処分をしたため、御承認をいただきたいというものです。

歳入及び歳出、いずれも社会教育課の案件で、ひかりスポーツセンター第一体育室の天井耐震化工事に関するものですが、当該工事实施のための設計業務について、令和7年度途中の補正予算対応後に着手したことで、令和8年度一般会計当初予算案への工事实施に係る予算計上が間に合わず、その後、当該工事の実施において見込まれる歳入及び歳出の予算額が判明したため、令和8年度の補正予算案に計上したものです。

歳入の項番1については、国庫補助金について2,406万9,000円を、項番2については市債分について4,330万円を、それぞれ増額計上しました。

歳出については、ひかりプラザの維持管理に要する経費について、項番1については、工事の円滑実施に向けた工事監理業務委託の委託料として658万1,000円を、項番2につ

いては、当該工事請負費として5,990万6,000円を、それぞれ増額計上したものです。

本補正予算案については、3月17日付けで市長より市議会に対して議案発送済みで、3月23日に委員会審査及び本会議での審議がなされる予定と伺っています。

御承認のほど、お願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 工事にかかる期間はどの程度と想定していますか。

社会教育課長 令和8年12月を竣工として、工事を進めていく計画です。

教育長 大規模な工事になりますので、もうしばらく利用者の方々には御不便をおかけしますが、御理解いただけたらと思います。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰式について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 No. 1 を御覧ください。第2回教育委員会定例会において、今年度の児童生徒表彰の概要について報告しましたが、昨日、被表彰者及びその保護者をお呼びして、これらの方々の御了解のもと、氏名、学校名等をお示しして、表彰式を開催しましたので、資料のとおり再度報告するものです。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 昨日、無事に表彰式が終わりました。今回初めて市役所1階での開催で、保護者の方を含め、多くの方に参加いただき、滞りなく無事終了しました。

また、代表の子どもたちの言葉もすばらしかったと感じています。

2 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 No. 2 を御覧ください。市立第一小学校及び第四小学校に対して、各1台、キーボードアンプの寄附をいただいています。学校からは本寄附物品を音楽の授業などで活用する旨を伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 是非各学校で活用してほしいと思います。

3 令和8年度の教育課程について

(事務局からの説明)

稲村指導主事 資料 No. 3 を御覧ください。各小・中学校は、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標や、それを達成するための基本方針、指導の重点を教育委員会に届け出ており、こちらは、各小・中学校が届け出た教育課程の内容の一部となります。

項番1は令和8年度の重点事項であり、教育目標を達成するための重点を、第3次国分寺市教育ビジョンの内容を踏まえた上で設定しています。

項番2の特色ある教育活動では、コミュニティ・スクールのさらなる推進と、不登校支援対応の強化について各校の特徴的な箇所を記載しています。今年度から市内公立学校全15校がコミュニティ・スクールとなったことで、次年度は国分寺学を核としたコミュニティ・スクールの取組を各校がさらに推進していけるものと考えています。

続いて、次のページを御覧ください。通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間授業日数や授業時数を一覧にしています。令和8年度から第六小学校に知的障害特別支援学級が新たに設置されることから、(2)特別支援学級の知的障害に第六小学校を加えています。

学校指導課では、各校において教育課程が適正に実施され、学校の取組が充実するよう指導助言に努めてまいります。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 今回、特色ある教育活動の欄に注目しました。特にコミュニティ・スクールについては、各中学校区で非常に関係した内容が書かれており、それだけ小・中学校の連携が深まっていると感じました。

併せて、不登校支援対応の強化といった点では、特に中学校では非常に具体的に表記されていると感じ、来年度のさらなる充実が期待できそうだと思います。

4 国分寺市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

(事務局からの説明)

渡辺指導主事 資料 No. 4 を御覧ください。本計画は、令和7年6月18日に交付された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえ、市内校長、副校長の代表者を含めた学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画検討委員会における協議を経て、策定したものです。

今回の改正では、教職調整額の段階的引上げと併せて、教育委員会に対し教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保措置に関する実施計画の策定、公表並びに実施状況の報告が法的義務として明確化されました。本計画においては、在校等時間の客観的把握の徹底、業務の精選・効率化、長時間勤務者への健康確保措置等を柱とし、一定の数値目標を設定の上、実効性のある取組としています。

では、内容について簡単に説明します。3ページを御覧ください。

こちらは目標についてです。国分寺市立学校における働き方改革推進プランにおける目標「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」について、より実効性を高

めるために、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすること、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすること、また、高ストレス者の割合を5%まで減少させることなど、勤務時間と健康指標を設定しています。

続いて、3ページ中段から5ページを御覧ください。

こちら業務の整理方法が大きく変化しています。本計画では、文部科学省が示している学校と教師の業務の3分類に基づき、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務という行動的整理を行い、業務そのもののあり方を見直す設計となっています。

最後に今後について説明をします。7ページを御覧ください。

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市教育委員会のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会や総合教育会議において報告することとします。

公表時期については、今後調査の結果がまとまり次第検討してまいります。また、各学校において、校長のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施するよう支援を強化するとともに、保護者、地域の理解を促進するため、業務量管理・健康確保措置計画の内容について周知を行ってまいります。

今後も都の動向を注視しつつ、学校現場と十分連携を図りながら、本計画を着実に推進してまいります。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理人 このような計画を立てられて、実際に先生方の心身の健康保持の実現等に取り組まれるというのは非常に素晴らしいことだと思います。

幾つか教えていただきたいのですが、まず1点目、2ページの2つの表で、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況と本市における教育職員のストレスチェックの高ストレス者の割合がありますが、こちらに関しては、例えば他自治体やほかの職種などと比較しているのでしょうか。

これだけ拝見すると、本市のデータが高いのか、低いのか、ほかと一緒になのかが分からないので、この数値の位置づけについて教えてください。

また、他の職種と比べて教育職員のデータが高いのかが分かりにくいので、その点についてどのように考えているか教えてください。

渡辺指導主事 今回、文部科学省が示している本計画のひな型に即して計画を作成しています。また東京都教育委員会が作成した本計画に当たる「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の成果指標として、東京都の令和5年10月の時間外在校等時間が、1か月当たり45時間超の教員の割合が示されており、これと比較しています。

このことから、東京都に比べて本市の値が低いことが分かっています。このことは、国分寺市立学校における働き方改革推進プランの成果であると捉えています。

なお、他自治体やほかの職種の数値については公表されているものも限られており、また、公表されていても、本市の計画に掲載することについて関係各所への了解を得る必要があることから、比較はしていません。

大木教育長職務代理人 令和5年度のデータとの比較で、都に比べて低いということでは

が、どの程度低いのでしょうか。

渡辺指導主事 小学校は東京都が38.2%で、国分寺市が22.4%、中学校が東京都が49.9%、国分寺市が30.5%となっています。

大木教育長職務代理人 確かに今伺いますと、都に比べて非常に低い数値であると思いますし、令和5年度に比べて令和7年度はさらに減っていますので、国分寺市立学校における働き方改革推進プランの成果の一端であるとも私も考えます。ぜひこれからもこのプランを活用して、先生方の働き方改革を進めていただきたいと思います。

ただ、なぜこのようなことを伺ったかと申しますと、結局一般的な対応ということでお考えなのか、それとも本市特有の対応か、教育職員特有の対応を考えているのかが分かりにくいからです。先ほど、他自治体や他の職種の数値については公表されているものも限られている、あるいはそれを本市の計画に掲載することは関係各所への了解を得る必要があるというお話でしたが、掲載することと内々に比較して検討することは分けて考えられると思います。つまり、目的によって具体的な対応は異なってきますので、しっかりとその点を認識しないと、せっかく対応しても十分な効果が得られない可能性があります。

よって、その点を掲載するかどうかは別として、一般的な対応なのか、それとも特有のものなのかということ踏まえて、今後も検討を進めていただければと思います。

次に3ページの3の目標数値です。先ほど都の受講プログラムに示された成果指標、目標値に合わせたという説明があったと思いますが、この1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にするということですから、全てにおいてという意味になります。結局、通年なのかと思いますが、月によって時間外業務をせざるを得ない場合もあるのではないかと思います。1点目が、100%とありますが、果たして実現可能な目標なのかということ。2点目が、目標を達成するために、在校してはいけないため、持ち帰ってボランティア的な作業をしてしまう危険性がないかということです。そこが私は非常に心配でしたので、どのような考えかを説明してください。

学校指導課長 まず、最初の質問については、計画名のとおり、国分寺市立学校の教職員に特化した計画であるということです。ほかの職種ではなくて、やはり教育職員特有の考え方について検討していかなければならないというところでの計画です。

また、100%という目標値をどう考えるかということですが、仕事をただ持ち帰ればいいのかとか、早く帰ればいいのかということではなく、実際にしっかり働き方改革を進めながらも、業務を効率化していくために、教育職特有の状況の中で、100%達成を目指していくという非常に高い目標を設定しているのは事実です。

今後実際に、具体的に進めていくためには、様々な手を打っていかねばならないことは認識しています。現在、まだ確定はしていませんので、明確にここではお答えできませんが、現在、東京都の様々な事業が動き始め、我々も手を挙げています。決定しましたら、本市と都が一緒になって各学校に行き、実際にどのような働き方ができるのか、先生方と一緒に話し合うような場を持ちながら進めていくことを考えています。

大木教育長職務代理人 そのように考えていると聞いて、非常に安心しました。

先ほどの私の質問に関して言えば、タイトルに「教育職員に関する」とあるため、教育職員に関することであるのは当然です。そうでなく、具体的な計画といったときに、ほかの職種と比較されていないところで、教育職員特有と言っても、本当にそれが特有のものなのか、あるいは例えば対人援助職などに共通のものなのか、その認識をしっかりと持った上でないと、実際に計画を進めたときに、十分な効果が得られない可能性もあると申し

ました。その点はまた改めて御検討いただければと思います。

最後に、今の説明とも関わるとは思いますが、7ページの8行目から9行目の時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいるのは、これは簡単に把握できると思いますが、「業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校については」とありますが、こちらはどのように把握されているのでしょうか。

学校指導課長 基本的には管理職のヒアリングによる把握が主となっています。また教員の休憩時間については、本市は全校15時45分から16時30分までとなっています。

しかしこの時間帯に保護者からの電話、生徒からの相談、生徒指導など、どうしても必要な対応を求められることがあります。こうしたやむを得ない状況がある中での教員の休憩時間の確保は、依然として課題として残っていると認識しています。

今後、学校内において働き方改革の取組を検討する場において、学校の実態に応じた解決策を考えていく必要があると考えています。

大木教育長職務代理者 管理職のヒアリング等による把握が主なものだということで、管理職の先生方もしっかりと状況を把握されるようにお努めになっているとは思いますが、やはり管理職が気づいていない、場合によっては教職員が申し出にくいなどのケースがある可能性は否定できないと思います。やはり適切な対応のためには正確なアセスメントが基盤となりますので、しっかりと現状をアセスメントしていただいた上で、ぜひ積極的に今後も対応を進めていただければと思います。

武内委員 学校管理職としての経験からですが、教育職員の超過勤務というのは課題になっており、それを減らして、教育職員の心身の健康をきちんと確保し、それによって児童や生徒の教育活動を充実させることは極めて大事なことです。削減ありきで対応していくと、超過勤務をしている教員が、自分が悪いことをしているような思いを持ちながら仕事をしてしまう、退勤時刻を一度記録してから残って仕事をする教員が出るなど、様々によろしくない状況も起こりうるため、もちろん数値目標の達成に向けて、様々な業務支援の仕組みを入れていくことも大事ですが、教育職員が自分の仕事に誇りを持ってやっているように、追い込まないでいただけると非常にありがたいと思います。

自戒も込めて、ぜひお願いします。

学校指導課長 やはり教員の働き方改革は、様々な業務の縮減などの話もありますが、先生方が誇りを持って教職という仕事にまい進し、それがしっかりと子どもたちに伝わる、そして子どもたちのためであるのが大前提だと考えています。そうしたことをきちんと実現できる働き方改革について、今後考えていきたいと思っています。

教育長 お話があったように、子どもたちの教育が充実するための働き方改革という視点を忘れずに、計画を立て目標を達成するためではないことは、各学校にも御指導いただけたらと思っています。

また、ぜひ学校の中にしっかりと入っていただいて改善すべき点は御指導いただけたら幸いです。働きやすい環境を整えていくのが目的ですので、よろしくお願いします。

辻委員 2点伺います。5ページに、「教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する協議会を開催することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下に支援を行うことのできる体制を構築する」とありますが、福祉・警察等の関係機関との連携については、具体的にどのようなことが想定されているか、教えてください。

渡辺指導主事 毎年5月に警察や福祉関係の方、学校の生活指導主任等が一堂に会して情

報交換する機会を設けています。

その中で、年によって様々なテーマを設定して、それぞれの立場からできること、そこから考えられることを協議する時間を設けていますので、その中でまず顔が見える関係をつくっていくことが大きな目的と考えています。

辻委員 そうすると、今回この働き方を見直すに当たり、適切な役割分担を新たに見直すという意味ではなく、これまでどおり顔が見える関係をつくって、いざというときは連携・協力する体制を一層強化するというところでよろしいでしょうか。

渡辺指導主事 おっしゃるとおりです。

辻委員 もう1点ですが、6ページに取組が幾つか書いてあり、その2つ目に、「11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。」とあります。

民間企業では、既に勤務時間インターバルを制度として取り入れているところもあるようですが、先ほどから話が出ているとおり、これは教育職員の働き方に対しての考え方をまとめたものということです。学校の先生方は前の日に夜遅くまで勤務するような事情があっても、翌日8時30分には児童・生徒が登校してくるわけですから、後ろにずらして何とか11時間を確保するというのが、一般の企業や職員の方々に比べると難しいのではないかと思います。

この勤務時間インターバルを確保するに当たり、どの教育職員を対象に、どのような工夫が考えられるのか、既にお考えがあればお聞かせください。

学校指導課長 先ほどのお話とも関係する部分がありますが、在校等時間外の業務をなるべく縮減していくことで、早く帰宅できるようにすることが大前提になると思っています。

では、どうすれば早く、ある程度の定時に近い形で帰宅できるのかということですが、やはり勤務時間内にどれだけしっかりと業務を進めることができるのかによると思います。そうした中では、会議の精選や、ペーパーレス化による様々な教育DXの推進などが、まずは考えられます。学校では、まだその取組が進んでいない部分もありますが、来年度には新たな校務パソコンが入り、授業に関してもペーパーレス化が進み、端末を使った学習も加速していくと思います。東京都と本市と様々な取組が動き始めていますので、そうしたものを活用しながら進めていければと思っています。

辻委員 よく分かりました。学校現場の特徴として、インターバルの確保には早く帰っていただくことが何よりも大事です。教員としての誇りを失わないようにしながら、できるだけ早く帰っていただくことを工夫していただければと思います。よろしくをお願いします。

教育長 様々な事情で夜遅くなることもあると思います。保護者の相談や、生活指導上の課題についての打合せなど、様々ありますが、やはり民間企業と同様に、インターバルがしっかりと確保できる職場にしないといけないと思っていますので、そのあたり、しっかり研究していただき、実践につなげていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

〔その他〕

なし

〔閉会〕

午後2時30分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員 3 番 藤井 健志

4 番 武内 彰

調製職員 中島 健太郎